針刺し後のＨＩＶ感染予防薬供給要領

１　目的

県は、医療機関等で針刺し事故が発生した場合のＨＩＶ感染防止を図るため、「針刺し後のＨＩＶ感染防止体制の整備について」（平成 11 年８月３０日付け健医疾発第 90 号、医薬安第 105 号）で必要とされるエイズ予防薬（以下「予防薬」という。）を購入、備蓄することにより、医療機関等からの予防薬の供給依頼に対して、速やかに対応することを目的とする。

２　供給予防薬の名称及び数量

ビクタルビ配合錠（BIC/TAF/FTC）　１瓶（28 日分）

３　備蓄先

一般社団法人宮城県医薬品卸売業協会

※備蓄場所は別に定める。

４　供給方法

（１）　県は、予防薬を購入したときには、速やかに備蓄先に保管を依頼するものとする。

（２）　医療機関が予防薬の供給を受けようとするときは、別紙様式１により予防薬供給願を備蓄先に提出するものとする。

（３）　備蓄先は、医療機関から供給依頼があったときは、速やかに医療機関に予防薬を供給するものとする。

（４）　備蓄先は、予防薬を供給したときは、医療機関から別紙様式２により予防薬受領書を徴するとともに、別紙様式３により予防薬供給報告書を県に提出するものとする。

（５）　県は備蓄先から供給報告を受けたときは、医療機関に対し納入通知書を送付し、予防薬の代金を徴するものとする。

（６）　県及び備蓄先は、予防薬に係る帳簿を備え、次の事項を記載するものとする。

①　品名（製造番号、使用期限を含む。）

②　受入年月日及び数量

③　供給年月日、供給先及び数量（供給した場合）

（７）　有効期限が切れた予防薬は、県と備蓄先で協議の上廃棄するものとする。

５　供給価格

（１）　供給価格は、薬価基準によるものとする。なお、予防薬の輸送に要した実費は、県が予防薬を購入する代金に含まれるものとする。

（２）　医療機関は、県が発行する納入通知書により、期限までに予防薬の代金を納入するものとする。

６　その他

この要領に定めのないものは、その都度、県と一般社団法人宮城県医薬品卸売業協会が協議して定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成２５年４月５日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成２７年３月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和８年３月２６日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和８年９月２日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和８年１１月２５日から施行する。

別紙様式第１号

予　防　薬　供　給　願

年　　月　　日

宮　城　県　知　事　殿
（一般社団法人宮城県医薬品卸売業協会　会長　殿）

住　所

氏　名

下記のとおり必要なので供給願います。

記

１　医療機関の所在地及び名称
（１）所在地

（２）名称

２　必要とする予防薬

品名	容量単位	数量	備考
ロビクタルビ(BIC/TAF/FTC)	２８錠（２８日分）	１瓶	

※必要とする予防薬にチェック

別紙様式第２号

予　防　薬　受　領　書

年　　月　　日

宮　城　県　知　事　殿
（一般社団法人宮城県医薬品卸売業協会　会長　殿）

住　所

氏　名

年　　月　　日に下記のとおり予防薬を受領しました。

記

品名	供給数量	製造番号	備考
ロビクタルビ（BIC/TAF/FTC）	１瓶		

※受領した予防薬にチェック

別紙様式第３号

予　防　薬　供　給　報　告　書

年　　月　　日

宮　城　県　知　事　殿

（備蓄先）
住　所

氏　名

下記のとおり予防薬を供給しましたので、報告します。

記

１　供給先医療機関等について

（１）供給年月日

（２）住所

（３）氏名

（４）医療機関名

２　供給予防薬について

品名	供給数量	製造番号	備考
ビクタルビ（BIC/TAF/FTC）	１瓶		